

喜多方市立塩川小学校 いじめ防止対策基本方針

- I いじめ防止に関する本校の考え方
 - 1. 基本理念
 - 2. いじめの定義
 - 3. いじめ防止のための組織
 - 4. 年間計画
- II いじめの未然防止
 - 1. 基本的な考え方
 - 2. いじめ防止のための措置
- III いじめの早期発見
 - 1. 基本的な考え方
 - 2. いじめの早期発見のための措置
- IV いじめ発生時の対応
 - 1 組織対応フローチャート
 - 2 具体的対応
 - 3 関係機関との連携



I いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念

本校では、「自分をみがき、人とのかかわりを大切にして、たくましく生き抜く児童の育成」を教育目標に掲げている。児童の健全な成長に向け、他とのかかわりを重視する立場を重視し、いじめは重大な人権侵害であり、いかなる理由があろうと絶対に許されるものではないという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に多大なる影響を及ぼすもので、まさに人権に関わる重大な問題である。

全教職員が、いじめることはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりすることは絶対に許されないという毅然とした姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じる事が大切である。そして、そのことがいじめの発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さないという意識を児童自身にも育てることになる。

学校として教育活動の全てにおいて、生命や人権を大切にする精神を貫き、教職員自らが、児童一人一人を多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、教育観に立って指導することを基本とする。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(1) 具体的ないじめの態様

- 理由もなくいじわるなことをされる。
- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品等を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

(2) いじめに対する教員の基本認識

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つこと。たとえいじめられても、本人がそれを否定する場合もあることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認すること。

<いじめに対して教員がもつべき基本認識>

- いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうるものであること。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではないこと。
- いじめは大人が気づきにくい所で行われることが多く、発見しにくいこと。
- いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っていること。
- いじめは、内容によって暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触すること。
- いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題であること。
- いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っていること。
- いじめは学校、家庭、地域社会等全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべきものであること。

3. いじめ防止のための組織

(1) 名称：「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、主査
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

(3) 委員会の役割

- | | |
|-------------------|------------------|
| ①学校いじめ防止基本方針の策定 | ⑥年間計画進捗のチェック |
| ②いじめの未然防止 | ⑦各取り組みの有効性の検証 |
| ③いじめの対応 | ⑧学校いじめ防止基本方針の見直し |
| ④教職員の資質向上のための校内研修 | ⑨緊急対応 |
| ⑤年間計画の企画と実施 | |

(4) 運営

- ① 月1回最終木曜日に定期開催とし、いじめ事案発生時は緊急に開催する。
- ② いじめの疑いまたはいじめ事案発生の場合は、当該学級担任も出席する。
- ③ 対策委員会における協議内容は、速やかに全職員に周知を図る。
- ④ 保護者対象に、学期1回程度、いじめ防止に関する資料提供を行う。

4 年間計画

学期	月	場	内 容	対 象
1	4月	職員会議	いじめ防止対策基本方針の確認	教職員
		全校保護者会	本校の「いじめ」に対する基本方針の説明	保護者
		児童会活動	みんなで遊ぼう集会	児 童
	6月	アンケート①	いじめに関するアンケート①	児 童
		定期個別相談①	何でも話そう週間①	児 童
		懇談会	人権擁護委員との懇談	管理職者
2	9月	民生委員懇談会	要保護児童・保護者に関する情報共有	地区民生委員
	10月	アンケート②	いじめに関するアンケート②	児 童
		定期個別相談②	何でも話そう週間②	児 童
		児童会活動	ふれあい活動、ふれあい芋煮会	児 童
	11月	総合的な学習	情報モラル教育	3～6年生
		人権教室	人権擁護委員による講話	5, 6年生
3	1月	学級活動	自分のよさ・友達のよさ	3, 4年生
	2月	定期個別相談③	何でも話そう週間③	児 童
そ の 他	毎火曜	全校朝の会	校長による講話	児 童
	随時	道徳の授業	他人を尊重することをねらいとした道徳授業	児 童
	毎月	生徒指導協議会	各学年・学級の状況報告・情報共有	教職員
	随時	SC相談	スクールカウンセラーとの面談	児童・保護者
	毎月1日	児童会活動	児童会運営委員会によるあいさつ運動	児 童
	随時	SC相談	スクールカウンセラーからの報告	教 員

Ⅱ いじめの未然防止

1. 基本的考え方

いじめの未然防止にあたっては、人権に関する知的理解および人権感覚を育む学習活動を各教科、学年・学級活動、行事活動等それぞれの特質に応じ総合的に推進していく。

これらの活動を通して、児童が他者の痛みや感情を共感的に受容できる想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築けるようにしていく。そのために、全教職員は、目的意識を持って日々取り組み、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことを大切にしていく。

2. いじめの未然防止のための措置

(1) いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議や校内研修で周知を図り、平素から教職員全体の共通理解を図る。

(2) 児童への啓発

児童に対して、全校集会や学年・学級活動などで、適宜いじめの問題について触れ、「いじめは絶対に許されることではない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。

(3) いじめに向かわない態度・能力の育成

人権教育・学校行事の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育む機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や自分の行動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

(4) 指導にあたって

- いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦り劣等感などを生まないように、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていく。
- 学年・学級やクラブ活動等における人間関係を把握して、一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。
- ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、ストレスに適切に対処できる力を育てていく。
- 職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

Ⅲ いじめの早期発見

1. 基本的考え方

- いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われるという認識の上に立つ。
- たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努める。
- 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

2. いじめの早期発見のための措置

(1) 日常観察

休み時間や放課後の児童の様子に目を配る等して日々児童観察を行うことにより、いじめの早期発見に努める。

(2) いじめ調査等

定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

(3) 家庭との連携

家庭における保護者のいじめチェック等を活用し、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。

(4) スポーツ少年団、児童クラブ等外部団体との連携

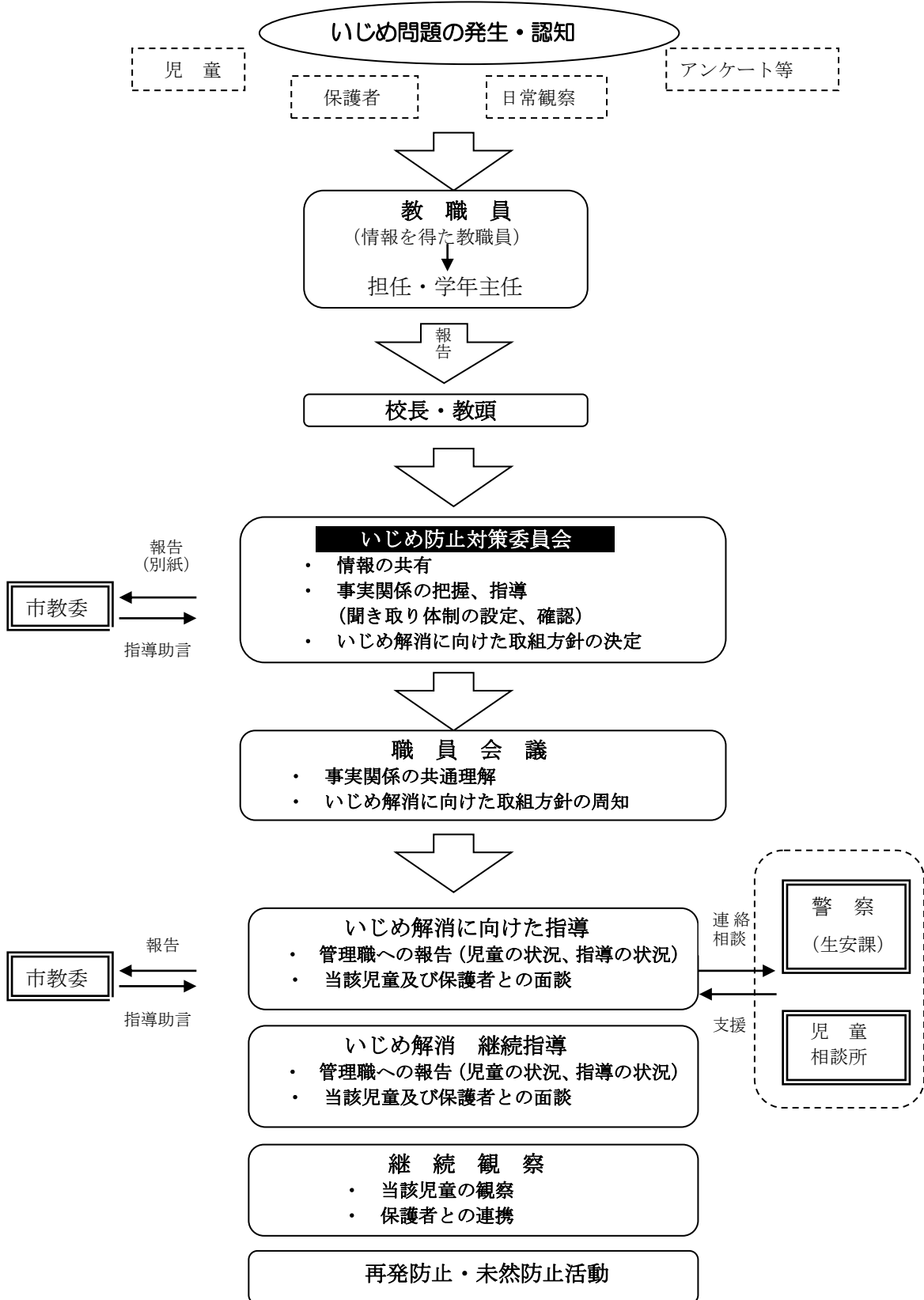
外部団体との連携を図り、学校以外の場での児童の様子について日常的な情報共有に努める。

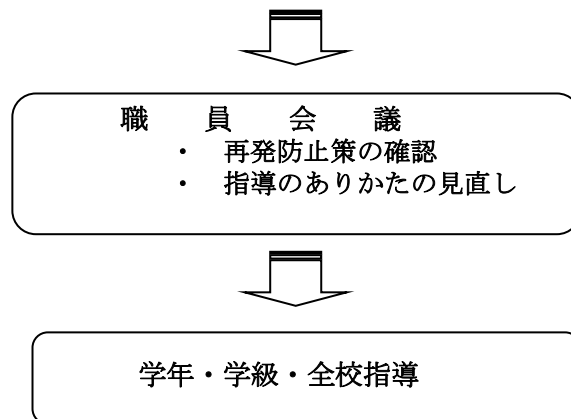
(5) いじめ相談体制（学校内外）とその周知

- ・校内相談体制の整備 【窓口：担任、生徒指導主事、養護教諭等】
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
- ・県教委ダイヤル SOS (TEL 0120-45-3141)
- ・「福島いじめ SOS24」 (TEL 0120-916-024)
- ・「チャイルドライン」 (TEL 0120-99-7777)
- ・県警察本部いじめ 110 番 (TEL 0120-795-110)
- ・喜多方警察署 (TEL 0241-22-5111)
- ・子どもの悩み相談フリーダイヤル (0120-7285-25)

IV いじめ発生時の対応

1. 組織対応フローチャート





2 具体的対応

- いじめ事案を認知した場合、生徒指導主事を中心に、速やかに事実の有無を確認する。
- いじめの事実が確認された場合は、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開き、以下のような対応を基本とし、個別事案に即した対応を迅速、的確に行っていく。
 - ・ いじめをやめさせる。
 - ・ 被害児童及びその保護者に対しては、面談を通して、「当該児童を絶対に守る切る」という学校の意思を伝えるとともに、以後の対応について十分説明をし了承を得る。
 - ・ 加害児童及びその保護者に対しては、いじめの非に気づかせ、被害者への謝罪の気持ちを醸成する。
 - ・ 「観衆」「傍観者」の児童に対しては、教室全体にいじめを許容しない雰囲気をつくることの大切さを指導するとともに、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営に努める。
- 対応にあたって、一面的な解釈で対処しないこと、プライバシーを守ること、迅速に市教育委員会並びに保護者に報告・連絡をすること、教育的配慮のもとでのケアや指導を行うことに十分留意していく。
- いじめ終息の判断を安易にせず、当該児童・保護者の心情に寄り添いながら、継続して状況を観察し、指導に努める。

3 関係機関との連携

(1) 教育委員会との連携

- 学校において深刻ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに監督官である喜多方市教育委員会に報告をし、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける。

- 解決が困難な事案については、教育委員会の指導のもと、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指す。

(2) 出席停止等の措置について

- 他の児童の心身の安全が保障されないなどの恐れがある場合については、いじめ対策生徒指導委員会で協議の上、校長が出席停止等の懲戒処分の措置をとる。
- 出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からだけではなく、学校の秩序を維持し他の児童の教育を受ける権利を保障するという観点から設ける事であることを本人並びにその保護者に十分説明し理解を得ていく。
- いじめられた児童の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた児童をいじめから守りぬく体制を継続してとっていく。

(3) 警察等との連携について

- 学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、喜多方市教育委員会の指導のもと、速やかに喜多方警察署や児童相談所等に相談し、連携しながら対応していく。

